

令和5年度 島田市立六合中学校 いじめ防止対策年間計画

令和5年5月8日現在

月	①組織・連携・研修・評価等	②未然防止への取り組み	③早期発見・早期対応のための取り組み
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会立ち上げ ○生徒指導研修会(生徒理解) ○校外外へSCやSSWr勤務の周知 ○生活オリエンテーションの実施 ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係づくりプログラム ○連休前指導 ○道徳授業の充実 ○PTAあいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○教育相談体制の周知(SC活用等) ○ケース会議の適時開催
5	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○生徒総会(自治活動と自浄精神の育成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施(必要な生徒対象) ○学校生活アンケート結果の報告と活用 ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
6	<ul style="list-style-type: none"> ○三校指導連絡会 ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○六合に優しい日(生徒会活動:挨拶運動) ○スマホ安心集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
7	<ul style="list-style-type: none"> ○SCによる校内研修の実施 ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業前生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談の実施(全生徒対象) ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
8	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修会(1学期反省) ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTAあいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
9	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育大会(仲間との絆を強化) ○六合に優しい日(生徒会活動:地域防災) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
10	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○文化発表会(仲間との絆を強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施(全生徒対象) ○学校生活アンケート結果の報告と活用 ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
11	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒総会(自治活動と自浄精神の育成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
12	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業前生活指導 ○六合に優しい日(生徒会活動:美化活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談の実施(全生徒対象) ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
1	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTAあいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
2	<ul style="list-style-type: none"> ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○生徒会ありがとうカードの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施(必要な生徒対象) ○学校生活アンケート結果の報告と活用 ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催
3	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の見直し ○生活部会(毎週水曜日)の実施 ○主任者会(毎週火、金曜日)の実施 ○SSWrとの情報交換会(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○三送会(3年生への感謝の気持ち) ○長期休業前生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○主任者会等で情報を共有する。 ○一報で迅速に情報共有を行う。 ○ケース会議の適時開催

島田市立六合学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- 「いじめ」は絶対許されないという認識を育み、学校全体で未然防止に努めると共に、その撲滅に取り組む。
- 学校教育目標「自分を高める ともに創る」のもと、あいさつ運動や地域の美化活動などを通して、自己有用感をもつことができるようにする。
- 生徒が自ら判断、行動し、支え合う心を育むことを通して、自律的な生活、安心な居場所づくりを目指す。
- 「学びを深める授業」の実践を通して、自分の考えに自信をもち、他者の意見も尊重できる態度を育む。

【保護者・地域との連携】

- PTAと協力し、生徒が安全で安心して、楽しい学校生活を送る環境を整える。
- スクールカウンセラーの利用について、生徒保護者への周知を図る。
- 民生委員と連絡会を行い、地域の中での生徒の様子について情報交換をする。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 生徒指導研修会によって、生徒一人ひとりの様子について全教職員で共通理解をする。
- 毎週、生活部会を実施し、生徒の様子や現状を共通理解する。
- 問題行動が起こったときは、第一報で情報共有を迅速に行い、学年部を中心にチームで対応に当たる。

【関係機関等との連携】

- OSC や SSWr、島田市教育センター、島田市子育て応援課、市教委等と連携を図り、支援を行う。
- 重篤な事案の場合は、いじめ対策委員会のメンバーに加え、市教委、子育て応援課を招いて会議を行う。

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護主任、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

全教職員

【未然防止】

- 人間関係づくりプログラムを学活の時間に設定し、良好な人間関係の構築に役立てる。
- 「六合にやさしい日」を通して、自ら進んで周りの人に対して優しく接する態度を育む。
- 道徳教育において、生命と人権の尊重、善悪の判断と規範意識を重点に取り上げる。
- 気になる生徒については、ケース会議を行い、生徒理解を深めると共に課題を周知し、深刻ないじめに発展しないよう適切な指導を行う。

【早期発見】

- 年3回（必要に応じて適時）学校生活アンケートを実施し、いじめの有無や生徒の現状を把握する。
- 教育相談週間を設け、生徒一人ひとりの悩みを聞き取り、アドバイスを行う。
- 生活部会（週1日）、主任者会（週2日）、運営委員会（週1日）を通して、生徒の様子について情報交換を行い、職員で共有する。
- 保護者と連絡を密にし、必要に応じて面談を行う。

【早期対応】

- 第一報を確実に出すことを徹底して、迅速に情報を共有できる体制を築く。チームで対応することで、初期対応を適切に行う。
- 速やかに学級担任や学年生活担当が事実確認を行い、事実に基づいて速やかに指導に入る。
- 重大事態発生の場合は、関係生徒に聞き取りやアンケートを行い、その結果をもとに対策を練って対応する。

【継続支援・重大事態への対応】

- いじめを受けた生徒に継続的なカウンセリングや心のケアを行う。
- 学年部職員を中心に見守りを続け、保護者と協力をしながら、様子に注視し、声かけを続ける。
- 重篤な問題行動や難解な事案については、いじめ対策委員会を開催し、複数の視点で解決策を探る。